

博物館に相当する施設の指定に関する審査基準等要項

(趣旨)

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第31条に規定する博物館に相当する施設の指定については、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(施設の指定に関する申請手続)

第2条 法第31条第1項の規定による熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定を受けようとする者は、指定申請書（要項別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(施設の体制に関する審査基準)

第3条 規則第24条第1項第2号における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号、第5条第1号において同じ。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第31条第1項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。
- (2) 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術又は文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(施設の職員に関する審査基準)

第4条 規則第24条第1項第3号における職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- (3) 同条第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(施設及び設備に関する審査基準)

第5条 規則第24条第1項第4号における施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(指定事項の変更)

第6条 指定施設について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ指定施設変更届(要項別記第2号様式)により教育委員会に提出することとする。

- (1) 指定施設の設置者の名称及び住所
- (2) 指定施設の名称及び所在地

(指定要件の欠如)

第7条 規則第25条の規定による報告は、指定要件を備えなくなった日から15日以内に、指定要件欠如報告書(要項別記第3号様式)を教育委員会に提出することとする。

(公表)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をインター

ネットその他の方法により公表する。

(1) 法第31条第1項の規定による指定をしたとき。

(2) 法第31条第2項の規定による指定の取消しをしたとき。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)10月1日から施行し、令和5年(2023)4月1日から適用する。